

## これは事故を超えて犯罪だ

—東電の未必の故意と過失、致死傷罪、過失死傷罪、故意と過失賠償責任—

2011.10.3

植田 敦

### 1章 原発苛酷事故勢揃い、原発伏魔殿

なす術なく破壊した4つの原子炉(3つではない)と4つの使用済み燃料プール  
水素爆発は1号機だけ、2は格納容器破裂、3は核爆発、4は核暴走・水蒸気爆発  
福島事故には、「炉心熔融」を除き、考え得る苛酷事故のすべてがあった

1号機 地震で配管破断、冷却材喪失、燃料崩壊、放射能大量放出、水素爆発

2号機 冷却材喪失、燃料崩壊、逃し弁開放(放射能大放出)、格納容器破裂

3号機 冷却材喪失、燃料崩壊、原子炉底抜け、プール燃料チェルノ型核爆発

4号機 原子炉でJCO型核暴走、水蒸気爆発、臨界持続(裸の原子炉となる)

最大の問題は、地震後7時間、消灯に加えて、原子炉データは計測不能に

原子炉の中が何も分からず、手探りで運転していた 事故の拡大

電源回復後も、高圧注水系ECCSを使用せず、水位維持に失敗 事故の拡大

放射能大量放出の原因は、東電による「安全費用の節約」(未必の故意)と事故処理の過失

### 2章 放射能ばらまきによる人体被害

三度目の原子力災害(広島、長崎、福島)

強制避難で死者、自殺者多数、傷害致死事件

衝撃の事実・原爆症鼻血 ヨウ素が粘膜に吸着して濃縮 ベータ線被曝

暗いニュースもうひとつ・耳のないウサギ 妊娠初期に細胞がベータ線被曝

雨と風による汚染地域 情報(SPEEDI)隠し、3月17日には浪江町で高汚染を確認

文科省は1カ月隠蔽し足止め、厚労省は追跡調査へ、一連の行為は人体実験

放射能の害 100ミリシーベルト(mSv)被曝でがんは100人に1人、がん死はその半分

福島県200万人、生涯被曝100ミリSv増ならば、1万人もがん死増(致死傷罪)

東日本5千万人、生涯被曝10ミリSv増で、がん死2万5千人増 合計3万5千人死亡増

### 3章 東電による傷害の罪(刑法)、業務上過失致死傷罪(刑法)、故意と過失の賠償(民法)

(参考)、JR西日本社長、宝塚線脱線転覆事故で起訴、裁判中

- 刑事事件 傷害罪(刑法第204条)、傷害致死罪(刑法第205条) 勝俣会長らを告訴告発へ  
不完全な安全対策つまり安全費用の節約は人を害すると知って実行の罪(未必の故意)  
その結果、①原子炉内は7時間も計測不可能、②ECCS電源は水浸し、など

- 刑事事件 過失致死傷罪(刑法第211条) 第一原発吉田所長らを告訴告発へ  
事故時の対応操作を誤り、人を死傷させた罪

①高圧注水系の使用を躊躇、②逃し安全弁の開放で放射能を大量に放出、など

- 民事事件 原賠法(無過失責任)ではなく、民法第709条(故意または過失)で請求する  
東電には「故意または過失」によりて「生じたる損害を賠償する責め」がある  
一切の損害は、相当の慰謝料を加算し、全国の裁判所で犯罪者東電に請求する  
国の肩代わりは憲法違反、発電所、送電設備など資産一切を売却して支払え

#### 4章 汚染日本で暮らす

被曝限度は自分で決める 我慢(させられる)量から我慢(する・しない)量へ  
0.1mSv増程度とすべきか、1mSv増か、それとも10mSv増でもよいか、を各自が選ぶ  
可能なら、乳幼児と妊娠可能性のある女性は、注意して0.1mSv増程度を目指す  
しかし、老人ならば「10mSv増でもよい」とし、大らかに生きることを選ぶ  
外部被曝は居住地で決まる どこに住むかは、経済的社会的事情による  
セシウムによる内部被曝は、食品を選ぶことで対策する  
汚染食品(キロ500ベクレル・Bq)を毎日400グラム食べると、年1mSv増となる  
キロ500ベクレル以上の食品を食べたら、他の低汚染食品で薄める  
この時、カリウム40でも自然被曝していることを考慮する (下表参照)

(参考)自然界の放射能(原子力安全研究協会・1983年)

食物中カリウム40の量				人体内の自然放射能	
白米・食パン	30 Bq/kg	牛乳	50 Bq/kg	カリウム	70 Bq/kg
さつまいも	100	納豆	200	その他(炭素など)	50
じゃがいも	100	ホウレン草	190	計	120
かつお	130	りんご	30		
牛肉	110	茶(乾燥)	600		
にわとり	40	日本酒	1		

(注)自然界の放射能とは、カリウム40、炭素14、ルビジウム87など

政府には、キロ500ベクレル以上の食品の販売禁止を徹底させる

業者には、すべての食品に、カリウム、セシウムの具体的数値の表示を求める  
汚染地域での作業 被曝を前提とする農業・林業など 我慢量による自主作業  
汚染農地 セシウムは、土壤微生物がカリウム、アンモニウムと間違えて確保  
そこで、土壤微生物を熱湯で殺し、セシウムを洗い・すすぎ流すことで除染する  
また、カリウム・アンモニウム肥料、深耕、浅耕、水田の掛け流しなど対策可能  
焼却灰、汚泥などは、第二原発に高層倉庫群を建て、袋に詰めて保管する(発生者負担)  
しかし、剥がした汚染表土などは、その場所に深い穴を掘って埋める。

さて、原子力危機に有頂天の太陽光と風力 火事場泥棒の傍若無人の闊歩

「エネルギー問題」という大ウソ、騙されるな

原子力、太陽光、風力は電力を作るエンジン。石油で作り、石油が無ければ動かない  
3者共に、そのエンジンを運転すると、利益どころか損失となる

そこで、補助金(他人からの支援、すなわち税または料金)が必要

他人はこの支払いのため労働が必要、また石油を消費する すべては虚構

特に、太陽光発電は、貧乏人の金を巻き上げて、金持ちが楽しむ「お遊び」

石炭・石油・天然ガスはこれからも資源 いずれも当分枯渇しない

石油の可採年数 30年(1960年代)から 56年(2010年)へ 使ったのに増えた!?

そもそも可採年数200年もあった日本の石炭 これを潰して石油文明へ

資源のない国・石油枯渇と騙して原子力 そしてまた原子力だめで太陽光と騙す

石炭、石油、天然ガスの有効利用で、ほとほどの生活をめざそう

10月3日案

**刑法第204、205、211条で告訴・告発し  
民法第709条で損害賠償を請求する(案)**

**【刑事事件①、未必の故意による傷害、傷害致死の罪】(刑法204、205条)**

そもそも、原発は火力発電よりも安価であるとして登場した。しかし、安全対策を十分にすると、原発は火力に比べて発電費用は大幅に上回ることになる。

そこで、原発の費用を低くするため、安全費用の節約、つまり安全対策の手抜きをすれば、人を殺めることになるかも知れないと承知して原発を運転することになる。これは「未必の故意」の犯罪である。

今回の事故の場合、地震、津波を受けたのは東通、女川、福島第一、第二、東海第二である。その内、福島第一の1~4号機だけが災害を引き起こした。東電が、原発費用を節約するため、安全対策を十分にはしなかったからで、この責任は東電にある。被告は、歴代の社長であるが、その中でも特に第10代社長・現会長である勝俣恒久の責任は重い。

**(1)東電は、巨大原発事故での被害の大きさを知っていた**

東電が原発を開始する前、東電などが組織する原子力産業会議は、科技庁の委託により「大型原子炉の事故の理論的可能性及び公衆損害額に関する試算」を作成した(1959年)。その結果、原子炉の運転に失敗し、東海原発が事故を起こして、その内蔵する放射能の2%が放出されたとして、被害を計算したところ、快晴(逆転乾燥)では、死者720人、被害金額1140億円、雨の場合には死者はないが、被害総額は3兆7300億円となり、当時の国家予算の倍以上で、被害面積は15万平方キロ(日本の4割)となることが示された。

したがって、東電は、安全対策を手抜きして原発巨大事故となると、巨大災害となることを承知して、それが発生しても仕方がないと認めて、原発を実行したことになる。これは「未必の故意」であり、故意の一種である。つまり、今回の事故では、刑法第204(傷害)、205条(障害致死)によって「身体を障害し、人を死亡させた」のである。

**(2)立地条件の改悪と防波堤を形ばかりにした罪**

事故原発では、海水取水を安価にするため地盤を削って、海面すれすれの原発敷地を造成した。しかも、堤防を高くせず、造成費を節約した。その結果津波に襲われ、ECCS高圧注水系の電源を失い、事故対策を困難にして、放射能を大量に放出させた。

**(3)原子炉計測を7時間も不可能にした罪**

第一原発では、原子炉の水位、圧力などの計測電源を外部電力に頼っていた。ところが、地震で鉄塔が倒れてこの外部電力の供給が途絶え、重要情報が7時間にわたって計測できず事故を拡大した。これを支援する十分な発電設備を用意しなかったのである。

(4)水素逃し口を作らず、建屋を水素爆発に至らせた罪

1979年のスリーマイル島事故で、炉心が空焚きすれば水素が発生して水素爆発することが分かった。そこで天井に水素を逃す穴が必要だが東電はこの改善工事をしなかった。

以上は歴代社長の罪である。以下は、第10代社長である勝俣恒久の罪である

(5)高圧注水系の非常用電源を改善しなかった罪、勝俣恒久

福島第一原発での10.2メートルの津波の遡上高は15.7メートルになるという試算結果を2008年6月に得た。当時の社長勝俣恒久はこれを無視し、非常用電源を水浸しにした。

(6)1号機、非常用復水器の欠陥を放置した罪、勝俣恒久

1号機にはECCS非常用復水器がある。ところが、今回まったく役に立たなかった。配管内部に水素ガスが溜まったからであるが、水素逃し弁を付けず、放置していた。

(7)2～6号機、残留熱除去系から蒸気凝縮系を削除した罪、勝俣恒久

2～6号機には非常用復水器の代わりに、残留熱除去系があった。これは配管に水素が溜まり危険という理由で削除した。これも水素逃し弁を付ければ解決できた。

【刑事事件②. 業務上過失致死傷の罪】(刑法第211条)

刑法第211条によれば業務上必要な注意を怠り、人を死傷させた者は罰せられる。これと同種の事件に、JR福知山線転覆事故でのJR西日本社長の起訴がある。

以下、東電の事故時の責任者、第一原発所長吉田昌郎らによる犯罪を述べる。

(1)海水注入により塩を析出させ、原子炉とプールの冷却を困難にした罪、吉田昌郎  
原子炉と燃料プールに安易に海水を注入した罪。発熱している燃料の周辺で海水が蒸発し、塩を析出させて燃料の冷却を困難にした。淡水は十分にあった。

(2)1号機で高圧注水系を使用せず、燃料崩壊に導いた罪、吉田昌郎  
スリーマイル島事故の教訓で、重大事故の場合ECCS(高圧注水系)を切ってはいけないことになった。しかし、1号機ではこの高圧注水機を使用せず、原子炉を破壊した。

(3)2号機でも高圧注水系を使用せず、海水注水という奇策にこだわった罪、吉田昌郎  
2号機では、消防ポンプでの海水注水という奇策にこだわって、高圧注水系を使用せず、原子炉を破壊した。放射能の大量放出につながる重大な過失であった。

(4)3号機、海水注入のため、高圧注水系、低圧注水系を使用しなかった罪、吉田昌郎  
3号機では、事故発生時、冷却水喪失の警報が出ているのに注意せず、調子の悪い隔離時冷却系に頼り、高圧注水系も低圧注水系も十分には使用せず、原子炉を破壊した。

(5)2号機で、逃し安全弁を開けた最大の罪、吉田所長  
2号機では、14日21時半、原子炉圧力容器の逃し安全弁を開けたことが最大の過失である。この放射能の放出により福島県民は大量被曝することになった。

(6)1号機と3号機で格納容器をベントして放射能を放出した罪、吉田昌郎  
格納容器は放射能を閉じ込めることを目的にしている。その格納容器を注水により冷却して減圧する方法を取らず、これをいきなりベントとして放射能を環境に放出した。

(7)3月14日の中性子モニターで証拠隠滅した罪、吉田昌郎  
3月14日、6時半から2時間測定データを発表せず、また9時から8時間データを改ざんした罪。3号機爆発の真因の解析を困難にした。

(8)4号機、事前許可の工程表に反して、原子炉に核燃料運び込みの疑惑、吉田昌郎  
4号機の爆発(3月15日)の場所は燃料が空っぽの筈の原子炉であった。これを解明するには、4号機の定期検査で何がなされたかの疑惑解明が必要である。

【民事事件、無過失賠償の原賠法でなく、故意と過失の民法による賠償へ】(民法第709条)

民法第709条には「故意または過失によりて他人の権利を侵害したる者は、これによりて生じたる損害を賠償する責めに任ず」とある。

故意または過失による損害に対して、東電には賠償する義務がある。そして故意と過失なのだから、国が肩代わりして支払うことは憲法違反である。一切の損害は、相当の慰謝料を加算し、全国の裁判所で犯罪者東電に請求する。

事故から半年、原子力賠償法により、無過失損害の賠償交渉がはじまっている。その賠償金額は、東電が定めた方式で支払うよう進められている。しかし、原子力賠償法では、原子力事故としては事業者の無過失の場合しか定めていない。今回の場合、東電の「未必の故意」と「業務上の過失」が原因で傷害・傷害致死事故となり、関係者に損害を与えたのであるから、東電に全面的に責任があり、無過失としての賠償は無効である。

この場合は、民法第709条で定めた故意と過失による損害賠償の責任を問う賠償交渉ということになる。この民法第709条による賠償交渉となるためには、故意と過失のいずれかが証明される必要がある。

東電が故意または過失であることを自白するならばともかく、そうでなければ民事または刑事裁判で「故意または過失が存在する」ことを決めることになる。その準備が始めなければならない。

これまでになされている無過失の賠償交渉が成立して、「追加請求はしない」として賠償金が支払われた場合でも、東電が隠し、または否定していた東電の故意や過失が確定した場合は、新しい条件の下に再交渉がなされることになる。

そして、東電の故意や過失による損害は、東電に賠償する義務があり、現在、東電と政府の間で取り決められようとしている賠償金の支払いを国が肩代わりするなどのもつての外ということになる。その外、国や地方自治体が、税金を投入して、東電が放出した放射能の対策をした場合、国や地方自治体での税金の投入は無効となり、これを東電に支払わせる交渉が始まることになる。

冒頭で述べたように、刑法第204条、205条による傷害の罪はもちろん、刑法第211条による業務上の過失により死傷させた場合も犯罪である。一切の損害費用は犯罪者東電が支払うことになる。裁判になるなら精神的障害に対する相当の慰謝料をさらに増額加算する。場合によっては損害額よりも高額な慰謝料裁判になる可能性もある。

最終的には、東電は、所有する発電所や送電設備を売却してこの賠償にあてることになる。東電は、事故の7カ月前に、保険契約を解除しているから、なおさらである。

東電には売る資産が一切なくなり、たとえば所有する物件が事故を起こした福島第一原発と放射能汚染で売り物にならない第二原発だけになった時、初めて東京電力は国有化され、被害者救済のための賠償など必要費用は国庫負担となると思われる。

以上